

令和3年度税制改正大綱

2020年12月10日、自由民主党、公明党の両党は令和3年度与党税制改正大綱を公表しました。コロナ禍の経済を支えるための雇用の維持拡大、事業再編の促進、住宅ローン控除適用期間延長など減税案が多い改正案となっています。

【所得税】

住宅ローン控除

住宅の取得等で特別特例取得に該当するものをした個人が、その特別特例取得をした家屋を令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合には、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除及び当該控除の控除期間の3年間延長の特例を適用できる。

特別特例取得とは、その対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合の住宅の取得等で一定の期間内にその契約が締結されているものをいう。

(一定の期間内とは)

居住用家屋の新築 令和3年9月30日まで

新築後未使用若しくは既存住宅の取得又は増改築 令和3年11月30日まで

(影響) 令和4年度の税制改正で予定されている控除額の制限(実際支払利息を限度)があり購入予定者の令和3年度の駆け込み需要を促す効果があります。また、高齢者などの一人暮らしのマンションを想定して床面積要件の緩和もされています。

	現行	改正案
居住時期	令和3年12月31日まで	令和4年12月31日まで
控除期間	① 特別特定取得 13年 (消費税10%の建物の新築等、令和3年12月31日までに居住した場合*コロナ特例) ② ①以外 10年	① 特別特例取得 13年 ② ①以外 10年
所得制限	3,000万円以下	3,000万円以下
床面積	50㎡以上	原則50㎡以上 例外40㎡以上 (所得制限1,000万円以下の年度に限る)

西山会計事務所

<http://nishiyama-accountingfirm.com/>

退職所得課税

勤続年数 5 年以下の退職手当等（短期退職手当等）に係る退職所得の金額の計算につき、短期退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち 300 万円を超える部分については、退職所得の金額の計算上 2 分の 1 とする措置をしない。

（影響）短期間の勤務で得る高額な退職手当等についての課税強化です。勤続 5 年だと 200 万円の退職所得控除額がありますので、退職手当等の金額が 500 万円を超える部分について 2 分の 1 がされない。

【法人税】

国内新規雇用者に給与等を支給する場合の税額控除

令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において国内新規雇用者に対して給与等を支給する場合において、新規雇用者給与等支給額の新規雇用者比較給与等支給額に対する割合が 2% 以上であるときは、控除対象新規雇用者給与等支給額の 15% を税額控除する。

（影響）給与等の引上げ及び設備投資の税額控除制度を見直し、新規雇用の拡大に税優遇を与えています。

所得拡大促進税制

適用要件である「継続雇用者給与等支給額」と「継続雇用者比較給与等支給額」を「雇用者給与等支給額」と「比較雇用者給与等支給額」に改正にする。

給与等の支給額から控除する「給与等に充てるため他の者から支払いを受ける金額」に雇用調整助成金及びこれに類するものの額を含めない（控除しない）
7) ことを明確する。

（影響）継続雇用者だけの給与等で適用要件を判定するのではなく法人全体の給与等の増加額で適用要件を判定するため、人数の増加などによって給与等が増加すれば税額控除の適用が可能となる。

中小企業の経営資源の集約化

青色申告書を提出する中小企業者のうち中小企業等経営強化法の改正法の施行日の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に経営力向上計画の認定を受けたものが、その認定に係る経営力向上計画に従って他の法人の株式等の取得をし、その事業年度終了の日まで引き続き有している場合においてその株式等を取得価

額の70%以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その事業年度の損金算入できる。

(影響)M&Aした株式の取得価額の70%が損金に算入できるため買収のリスク軽減にもつながる。取引先の廃業等が増加する経済環境の中、事業の継続のためのM&Aによる事業再編の増加が期待される。

【消費税】

輸出免税の適用要件の厳格化

郵便物として資産を輸出し、消費税の輸出免税の適用を受ける場合には、輸出したことを証明する書類として、日本郵便株式会社より交付を受けた当該郵便物の引受証及び発送伝票の控え等を保存しなければならない。

(影響)消費税の不正還付対策のひとつ。形式基準の要件が強化される。

【相続税・贈与税】

国内に短期的に居住する在留資格を有する者、国外に居住する外国人等が、相続開始の時又は贈与の時において国内において在留資格を有する者から、相続若しくは遺贈又は贈与により取得する国外財産については、相続税又は贈与税を課さない。

(影響)国外財産に対する相続税及び贈与税の課税問題を排除し、外国人資産家(実業家)の来日を促す効果が期待される。

住宅取得等資金の贈与

令和3年12月31日までに契約を締結した場合の限度額を引き上げる。

契約日		① 消費税10%が適用		② ①以外	
		省エネ等住宅	左記以外の住宅	省エネ等住宅	左記以外の住宅
現 行	R2.4.1 -R3.3.31	1,500万円	1,000万円	1,000万円	500万円
	R3.4.1 -R3.12.31	1,200万円	700万円	800万円	300万円
改正 案	R2.4.1 -R3.12.31	1,500万円	1,000万円	1,000万円	500万円

床面積の緩和

所得税に係る合計所得金額が1,000万円以下である場合に限り床面積基準50㎡以上を40㎡以上に緩和する。

(影響)段階的に引下げてきた非課税金額ですが、令和3年度については引下げを止め、令和2年度と同額の非課税限度額とし住宅取得の促進が期待される。

教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

- ・2年間の適用期限を延長する。
- ・資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合の改正相続税の課税対象とならない場合を設ける。
相続人ではない孫などに対して相続税額の(2割)加算を適用させる。

	現行	改正案
相続税の課税対象	管理残額 非課税拋出額から資金出額を控除した残額	管理残額 。ただし、教育資金について受贈者が以下に該当するときは除く ① 23歳未満である場合 ② 学校等に在学している場合 ③ 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合
相続税額の(2割)加算	適用なし	適用あり

(影響)制度は延長しますが、贈与者が死亡した場合の取扱いにつき課税の強化(2割加算の適用)がされる。

その他、固定資産税等の負担調整措置、試験研究費の税額控除なども改正が予定されています。国会の審議で内容の修正や適用開始時期が異なるためご注意ください。